

上郷公田線（（仮称）桂町トンネル工事）に関する家屋調査説明会

－ 議 事 要 旨 －

1 開催状況

- (1) 日 時：第1回説明会 平成31年3月16日（土） 午後 2時～ 3時
第2回説明会 平成31年3月22日（金） 午後 2時～ 3時
- (2) 場 所：桂公田町会会館
- (3) 内 容：工事着手に伴う家屋事前調査について

2 主な質問応答

(1) 調査に関すること

- Q1 賃貸物件について。
A1 基本的には、外構を調査する。管理会社または、建物所有者の意向によっては、各戸調査する場合があります。

- Q2 事前調査をしなかった場合は。
A2 事前調査を実施しなかった場合、周辺の地盤状況や近隣家屋の損傷発生状況から、発生した損傷が工事に起因するものかどうかを推測することになります。
また、事前調査結果が無い場合、発生した損傷がいつ時点のものか、いつ発生したものか、双方で確認できていないため、工事に起因する損傷か否かの判定に時間を要する場合があります。

- Q3 家屋に違和感があるとは具体的にどのようなことか。
A3 一例としてはドアの建付けが悪くなった、壁のひび割れが大きくなった、排水管の流れが悪くなった等が考えられます。

- Q4 リフォームした際、事業者への連絡は、どんなリフォームでも連絡が必要なのか。
A4 あくまで任意ですが、リフォームをお考え、または実施の場合は規模の大小によらず、連絡をいただければと考えております。

- Q5 車庫や外壁、擁壁は調査対象なのか。
A5 調査対象です。

- Q6 調査会社はどのような会社なのか。
A6 補償コンサルタント業務の実績がある補償コンサルタント会社です。また、調査員は発注機関発行（横浜市）の身分証及び腕章を携帯いたします。

Q7 土日または遅い時間帯でも調査可能か。

A7 可能です。意向確認の時に希望時間を伺いますので、その際にご相談ください。

Q8 家屋調査の範囲は。屋根は登って調査するのか。

A8 家屋調査は目視にて確認できる範囲を調査範囲としております。屋根も調査対象ではありませんが、下から目視にて確認できる範囲を調査対象範囲としております。

Q9 井戸がある場合調査依頼したほうがいいのか。

A9 井戸がある場合は、意向確認時または調査時にお伝えください。

(2) 補償に関すること

Q1 必要最小限の補償とは。

A1 補償の限度における必要最小限の補償は、機能復旧です。基本的には、新品や機能向上はありません。

Q2 補償の仕方とは。

A2 基本的には、金銭補償となります。

(3) その他

Q1 工事完成とは何か。

A1 工事完成とは、上下線ともにトンネル掘削が完了した時のことです。